

2011年

# 秋 どうそ 満 議員活動報告



発行責任者 道祖 満  
飯塚市鯉田2525-44  
TEL 25-3280-22-9323

つくります!  
newしづかライフ

飯塚市議会議員 どうそ 道祖 満

e-mail:m.douso@fnwu.or.jp

## しののめの空霧りわたりいつしかに

## 秋のけしきに世はなりにけり

(紫 式部)

皆様お元気ですか。

暑かった夏も9月の彼岸を過ぎれば秋の気配を感じ、今年も夏が過ぎていくのを実感していましたが、10月3日のテレビのニュースでは、北海道の旭川に初雪が降った。とっていました。

気温の寒暖の差が大きく体調管理が大変ですが、冬に向けて風邪などを引かないように注意を心がけて行きたいと思っています。

9月中旬に仙台空港に行く機会があり、空港周辺では東日本大震災の津波の災害を受けた家屋、瓦礫の集積場を目に致しました。空港の土産売り場の方のご主人が福岡出身ということで言葉を交わしましたが、津波の時は2日後に自宅に帰る事が出来たが大変だったと言われていました。 (7月25日開催、山本剛正衆議院議員

政経セミナーにて)  
国政では、菅内閣後を受けて、野田内閣が発足して一ヶ月が経過しましたが、東日本大震災の復興や福島原発事故への対応や景気対策など課題累積で大変です。

国民生活の安定のため腰を据えて取組んで欲しいと思っています。

飯塚市議会では、9月定例会市議会が、9月8日から9月30日まで開催されましたが、わたしは、今回の定例会市議会では、「地方自治法の一部改正」、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、「定住政策」について一般質問を行いました。



馬淵前国交大臣

松本飯塚市議会議員

吉村福岡県議会議員

## 9月定例市議会報告

- 9月定例市議会が、9月8日から9月30日まで開催されました。今定例議会では、
- ◎ 歳入の主なものとして、市有地の平恒工場適地第三区画を(社)福岡県トラック協会へ、飯塚リサーチパーク第八区画の一部を(株)九電工へ売却による1億8471万5千円の収入増を、歳出の主なものとして、議員調査研究活動経費829万3千円、庁舎の省エネ改修事業費1370万円、市立保育所整備事業費補助金2億5923万円、緊急雇用創出事業2367万9千円、浸水対策1900万円、筑豊ハイツテニスコート改修事業費8850万円等など総額5億9095万3千円を補正し、補正後588億9618万8千円とする「平成23年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)」
  - ◎ 平成24年度から伊岐須小・庄内小・庄内中の民間調理委託業者選定の検討をする給食運営審議会委員関連経費6万円を歳入・歳出に計上し6億1414万5千円とする「平成23年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)」
  - ◎ 歳入で企業債4000万円増、社会資本整備総合交付金1850万円増とし、歳出で、川島菰田汚水幹線管渠改良工事等の工事請負費4000万円を計上補正する「平成23年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第3号)」
  - ◎ 東町商店街の空き店舗へ平成24年2月から子育てひろばを設けるための条例「子育て支援センター条例」
  - ◎ 飯塚市立颯田小中学校建設の契約の締結3議案
  - ◎ 天道自治公民館敷地を天道自治公民館に無償譲渡するための財産の譲渡議案
  - ◎ 飯塚教育文化振興事業団を飯塚市文化会館の指定管理者に指定する議案

等の18議案、報告事項3件、人事案件1件、議員提出議案7件が審議されました。また、平成22年度の各会計の認定議案18件については、12月定例市議会開会までの間に審議されます。

また、下水道事業会計において東日本大震災に伴う国庫補助金調整のため本年度予算を増額し債務負担行為を廃止し、浦田第一雨水幹線整備工事を5470万円増額するための補正予算の専決処分承認案件「平成23年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)」についても審議の上承認されました。

### 西日本新聞

2011年(平成23年)9月2日 金曜日

8日から定例会  
18議案を提案へ  
9/2(西)本 飯塚市  
飯塚市議会議会運営委  
員会は1日、9月定例会  
の会期を8日から30日ま  
での23日間と申し合わせ  
た。  
執行部側は、救援物資  
拠点の建設を予定する県  
トラック協会に同市平恒  
の工場跡地を約80065  
万円で売却する議案や、  
総額5億9095万円の  
本年度一般会計補正予算  
案など18議案を提案す  
る。  
補正予算案の主な内容  
は、東町商店街の空き店  
舗に親子で立ち寄れる子  
育て支援センターを新設  
する事業費(2057万  
円)▽本庁舎と種波庁舎  
の照明をLEDライトに  
変更する省エネ改修事業  
費(1370万円)▽本  
庁舎窓口業務の民間委託  
料(900万円)など。  
一般質問は16、20、21、  
22日の4日間。

## 「地方自治法の一部改正」について一般質問

地方自治法の一部を改正する法律が平成23年5月2日に公布され、施行期日は公布後3ヶ月以内において定める日となっていました。8月1日に施行されました。

総務省が平成23年1月に「地方自治法抜本的改正についての考え方(平成22年)」の中には、

○ 日本国憲法は、第92条で「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」こととしている。地方自治法は、憲法の附属法典として地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することを目的にしている。

○ 今日、地方自治法に基づく地方自治制度は国民に定着し、地方公共団体は幅広い事務を処理するようになってきている。人口減少・少子高齢化社会の到来、家族やコミュニティの機能の変容をはじめとする時代の潮流の中で、住民に身近な行政の果たすべき役割は従来に増して大きくなるが見込まれ、地方公共団体は、これまで以上に住民の付託に応えられる存在に進化を遂げなければならない。

○ 自らの暮らす地域のあり方について地域の住民一人ひとりが自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うようにする改革が求められている。これは、一つには、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにすることであり、もう一つには、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにすることである。この2つの観点から地方自治法のあり方を抜本的に見直す必要がある。等々とあります。

今回の地方自治法の一部改正では、従来地方自治法に定められていた「地方公共団体の法人格とその事務」第2条第4項「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」が撤廃されましたが、今後の行政運営については、どの様な考えの基で行っていくのか、質しました。

これに対する答弁では、「現在の飯塚市の基本構想については、平成19年度から平成28年度までの10年間を期間として議会で議決をしており、今回の地方自治法の改正で無効とならない平成28年度までは有効であると考えている。

本市の市政における位置づけについては、新たな条例の制定や改定を含めて今後十分検討する。」とのことでありました。

先に示したように、総務省に置いては地方自治法の抜本的見直しする考えを示しており、地方自治法が改正された主旨からすれば、速やかに基本構想の根拠になるもの

を定める必要が飯塚市でもあるのではないかと更に質しました。

これに対して、「他の地方公共団体においては、自治基本条例等で定めているので検討したい。」とのことでありました。

総務省でも地方公共団体の基本構造の決定方式の考えの中で「通常の条例の上位に位置する基本条例（自治憲章）を考えることもでき」とあります。

また、先の6月市議会での、わたしの一般質問への答弁では、「平成24年度には自治基本条例を制定する」考えを飯塚市は示していますので、これに合わせて取り組むことを要望致しました。

## 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」について一般質問を行いました。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律「第1次一括法」が、平成23年5月2日に公布されました。

また、「第2次一括法」が、平成23年8月30日に公布されましたが、施行期日については、直ちに施行出来るものは、公布の日から、政省令等の整備が必要なものは、公布の日から起算して3ヶ月を経過した日、地方自治体の条例や体制整備が必要なものは、平成24年4月1日（第2次の一部は平成25年4月1日）となっていますが、この法律に従って本市が条例改正、条例制定を行わなくてはならない項目は、どの様なものが有り、その内容についての取組みについては、どの様になっているのか、条例議案として議会に提案する前に市民等に説明等を行っていく考えがあるのか、また、体制整備が必要なものは、どの様なものがあり、どの様に取り組まれるのか、質しました。

これに対する答弁は、「第1次一括法の主な点は、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、国と地方の協議の場の法制化、地方自治法の一部改正となっており、地域の自主性及び自立性を高めるには、国の義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大により、地方公共団体自らの判断と責任において行政を実施する仕組みに改め、地域の実情に合った行政サービスの提供を目指すもの。第2次一括法では、更に基礎自治体への権限移譲が盛り込まれた。

この法律により、公営住宅法では、市は整備基準・入居者資格を条例で定める。

道路法では、市は道路の構造基準（幅員・線形・勾配等）を条例で定める。など、市が条例改正・条例制定するものは、第1次で5法令、第2次で14法令に対して必

要となる。

条例化の際には地域の実情を十分考慮して省令の基準を参酌して定めるものが多く、所管課と十分協議・調整を図りながら進める。県では12月議会への上程を、市町村では、3月議会に上程の予定で事務作業を進めて行く大まかなスケジュールが示されている。市民等への説明は議案作成の段階でできる限り行う。」との事でした。

市民生活への影響の大きい19件の条例改正・条例制定となるので、平成24年4月1日の公布を考えるならば、3月定例市議会では無く次回開催の12月定例市議会に条例議案として上程し、市議会は3月定例会までの間で十分な審議を行い、その間に市民の皆さんに十分な説明を行うように要望いたしました。

## 「定住政策の取り組み」について一般質問

定住政策について、これまでの一般質問等に対する答弁では「行政内に検討委員会を設置して平成23年3月までに定住政策案をまとめ、それを示す。」とのことでしたが、定住政策についての考えを示す様に、質しました。

これに対する答弁は「平成21年7月に定住促進検討委員会を設け、協議を重ねて本年3月に報告書を作成した。この報告書には、現状の分析、定住化促進施策の展開方針、定住化の既存の事業、新規事業を記載しており、新規事業の中で促進効果のあるものを検討している。今後実施事業については、行政内の調整を行い平成24年度の予算化を目指している。」とのことでしたが、定住化を促進するには定住して頂く人たちの対象を検討する事を要望致しました。

(平成21年の6月定例市議会で定住政策の一般質問を行いました。この時旧庄内町が整備した住宅分譲地「青葉台」64区画が、平成19年までに9区画を販売し、その後55区画が売れ残っており、その原因は、分譲地は1区画が広く分譲価格が坪単価6万7千円と他所と比較して高いことではないかと指摘致しましたが、その際の答弁では、販売価格等を検討するとのことでしたが、その後、不動産鑑定を行い平成22年3月に分譲価格を約25%下げて表示したところ、10月時点で2区画が売れ、1区画の相談が在っているとのことです。)



(青葉台分譲地)

## 「飯塚オート」場外車券販売場開設へ

飯塚市は、7月6日付けで佐賀県小城市牛津町に「飯塚オート」場外車券販売場を設ける為、小城市と行政協定を結びました。

飯塚市では、既に鹿児島県南九州市に飯塚オートの場外車券販売場を設けることで南九州市と行政協定を結んでいます。東日本大震災の影響で建設資材が入手できないとのことで開設に至っていません。

今回の場所は、JR長崎本線牛津駅近くの国道34号線と国道207号線が交わる場所で、既にあるパチンコ・スロット店の店舗を改造して場外車券販売場として整備する計画です。(現地を視察してきましたが、国道が交差する地点で通行車量も多く、敷地の駐車場も広く集客には期待が持てるのではないかと思います。)

今後は、経済産業省に開場許可の申請を行い認可を受け正式に発足することになります。



## 飯塚市公立保育所・幼稚園のあり方について

9月12日付けで、「飯塚市公立保育所・幼稚園のあり方について」の答申が検討委員会からありました。

わたしは、旧飯塚市の時から行財政改革をする中で、財政負担の軽減を考えた場合保育行政は民間委託で取り組むべきと機会あるたびに行政に言ってきました。その提言が受け入れられ、1市4町の合併後も段階的に公立保育所の民営化が行われてきましたが、今回改めて市内全ての公立保育所と公立幼稚園の在り方の方針がスケジュールとともに示されました。

この答申は、就学前児童やその保護者を取り巻く状況が変化するとともに、幼児教育と保育の一体的な提供を行うことができる現行の「認定こども園制度」や国における「子ども・子育て新システム」(幼保一体化を含む新たな子ども・子育て支援のための包括的・一元的な制度)の検討等に見られるように、保育所と幼稚園の垣根を取り除いた、幼児教育と保育の一体的な提供等について、横断的に検討して行くことが求められるようになった背景を受け、取りまとめたと報告がありました。

# 議員活動報告

＊ 満 (遊) 道 どうそ

阪堺市議会議長

## 阪堺市公立保育所・公立幼稚園のあり方について(答申概要)

阪堺市公立保育所・幼稚園あり方検討委員会において、今後の公立保育所及び公立幼稚園のあり方について総合的な検討がなされ、次のとおり答申がなされました。特に公立幼稚園については、少子化の進行や社会経済情勢の変化等に伴う状況形勢の多様化、共働き世帯の増加等により、幼児教育や保育ニーズが多様化していることを踏まえ、公立保育所との連携を図り、幼児教育と保育を一体的に提供できる「認定こども園」として再編整備することとなっています。

### 【認定こども園】

認定こども園は、幼稚園と保育所の制度の枠組みを超えて、小学校就学前の子どもに対し、幼児教育と保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援の取組みを充実させる新たな選択型として平成18年10月から導入された制度。平成23年4月1日現在の認定件数は、全国で762件(公立149件、私立613件)となっています。

## 公立保育所及び公立幼稚園のあり方について(全体スケジュール等)

| 種別     | 地区    | 施設名     | 計画   |       | 実施時期 |     |     |     |     |     |  | 設置場所等  |   |
|--------|-------|---------|------|-------|------|-----|-----|-----|-----|-----|--|--|---|
|        |       |         | 当初   | 増築    | H23  | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |  |  |   |
| 保育所    | 堺区    | 若田保育所   | 統合台  | 維持・増築 |      |     |     |     |     |     |  |  | 第一次総合計画や合併特例法の活用ができる期間等を踏まえ、平成27年度までに整備することとし、堺区の場所は、公共施設等が特定の地域に集中することのないよう十分配慮しながら、今後、できるだけ早い時期に決定する。 |
|        |       | 徳成保育所   | 統合台  | 維持・増築 |      |     |     |     |     |     |  |  | 第一次総合計画や合併特例法の活用ができる期間等を踏まえ、平成27年度までに整備することとし、新設の場所は、公共施設等が特定の地域に集中することのないよう十分配慮しながら、今後、できるだけ早い時期に決定する。 |
|        | 箕野保育所 | 維持・増築   | 民営化  |       |      |     |     |     |     |     |  | 現在地  |   |
|        | 飯塚保育所 | 維持・増築   | 民営化  |       |      |     |     |     |     |     |  | 現在地  |   |
| 幼稚園    | 桜葉    | 扶園保育所   | 民営化  |       |      |     |     |     |     |     |  | 現在地  |   |
|        | 船塚    | 相田保育所   | 民営化  |       |      |     |     |     |     |     |  | 現在地  |   |
|        | 船塚    | 専修保育所   | 再編整備 | 民営化   |      |     |     |     |     |     |  | 両施設は近接し、保育所と幼稚園の連携が可能であるため、そのまわり地盤を活用し、認定こども園とする。      |   |
| 認定こども園 | 庄内    | 赤坂保育所   | 再編整備 | 維持・増築 |      |     |     |     |     |     |  | 両施設は離れており、保育所と幼稚園との連携が難しいため、施設が新しい園田保育所を活用し、認定こども園とする。 |   |
|        |       | 若田保育所   | 再編整備 | 維持・増築 |      |     |     |     |     |     |  |  |   |
|        | 瀬田    | かいいた幼稚園 | 再編整備 | 維持・増築 |      |     |     |     |     |     |  |  |   |

公立として維持・増築又は認定こども園としての再編整備  
民営化

## 中心市街地活性化に関連して

飯塚市では、中心市街地の活性化に平成24年度から平成28年度までの5年間で掛け取り組む計画の準備を進めていますが、平成19年度から平成23年度の5年間で行っている熊本県八代市に8月12日に行政視察に行ってきました。

八代市の中心市街地活性化事業は、中心市街地の賑わいを取り戻す、街なか居住の促進、中心市街地の活性化を目標にソフト・ハードの35事業に取り組んでいる。

事業の内容では、○大型商業ビル開発事業として1階に商業、2階にスポーツ施設と子育て施設を併せ持った複合施設に整備した結果、1日当たり2500～4000人が来店。○食品量販店建て替え事業として既存の店舗を改装した結果、1日当たり1000人が来店。○中心市街地共同住宅供給事業として65戸の共同住宅を建設。○大型店跡地に有料老人ホームへ改装し132人が入居。○商店街の空き店舗対策として家賃を2年間月5万円を上限に補助、又は、店舗改修費の総工事費の3分の1(上限200万円)の補助などを行った。との説明がありました。

事業全体を見てみると、八代市の人口は平成21年10月から平成22年10月の間で840人減少しているが中心市街地では38人と増加しているので一定の効果は出ている。中心市街地の歩行者・自転車通行量は若干であるが増加している。とのことでした。



(商業ビル2階の子育て施設前)

全国では、平成19年2月から平成23年6月までに、全国105市で108計画の中心市街地活性化事業が行われています。

## 福岡県市議会議長会議員研修会に参加

8月24日久留米市で開催された、福岡県市議会議長会主催の議員研修会に参加しました。研修会では、全国市議会議長会廣瀬和彦法制参事より「地方議会の役割と議会改革」と題しての講演が行われました。

今回の地方自治法の一部改正では、これまで地方自治法91条「市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。」では、人口区分に応じて議会の議員定数の上限が定められていたが、これが廃止された。その理由は、議会制度の自由度を高め議会の機能を充実・強化させる見地から不要で、定数の妥当性については様々な事情を考慮し、住民に対する説明責任を果たしながら自主的に定数を決めていく事と説明がありました。